

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立巨海保育園	種別：保育所	
代表者氏名：相庭倫子	定員（利用人数）：55名（62名）	
所在地：愛知県西尾市巨海町宮岸10番地2		
TEL：0563-59-8590		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和44年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：14名	
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 2名
	(保育士) 16名	
施設・設備の概要	(居室数) 5室	(設備等) 保育室、乳児室、
		ほふく室、事務室、調理室、
		屋外遊戯場

③理念・基本方針

★理念

入所する子どもの最善の利益を基に考え、子ども達が心身ともにたくましく健やかに育つことを願い、豊かな生活環境の中で愛情あふれる保育を行う。

★基本方針

健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をする。
地域の実態を把握し、保護者との信頼関係を築きながら家庭支援に努める。
職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。
小学校との連携、交流を深め、滑らかな小学校との接続を図る。

④施設・事業所の特徴的な取組

西尾市の西部に位置し、園舎と隣接して神社があり、たくさんの緑に囲まれ、自然豊かで穏やかな環境の中にある。

各年齢1クラスの小規模園であり、地域の人たちとの繋がりも大事にしながら、「思いやり」の気持ちを育てている。

家庭的な雰囲気の中で、心の安定を第一に考えながら温かな保育を心掛けている。

○異年齢児の交流

・日々の遊び、生活の中で、少人数の園であることを活かし、異年齢児の自然な関わりから育まれる心の成長を願い援助している。(散歩、戸外遊びの時間調整、行事での取り組み、当番活動等)

・月に一度「なかよし広場」として異年齢児での遊びの時間を設定し、いろいろな集団遊びを楽しむ機会を作っている。

○保護者の保育参加、父親参加

・「お母さん先生」、「お父さん先生」として、半日、職員と共に子どもたちと遊んだり子どもたちの世話をしたりして過ごしていただき、保育園理解を深めてもらう機会としている。保育参加は母親の参加が多いため、「父親参加」の日も設けることで、父親にも園を身近に感じてもらえるようにしている。

○地域とのつながり

・小学校・中学校との交流、宅老所はまかぜの訪問・お招き会、長寿会巨海サロンへの訪問・交流、寺津保育園との交流の他、様々なボランティアによる出し物、読み聞かせなどの機会を持ち、地域の人たちへの親しみを持つと共に、いたわりや思いやりの気持ちの育ちに繋がるようにしている。

○食育

・地域の方に協力をいただきながら、じゃがいも掘り、お米の話、田植え見学、夏野菜収穫、さつまいも苗さし、いも掘り、やきいも会などを経験している。また園内の畑でも、トマト、きゅうりなどの野菜を育てている。これらを通して食べ物、食べることへの関心を高めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月 3日(契約日) ~ 令和元年 7月 5日(評価結果確定日) 【平成31年 2月15日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成25年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆改善への取組み

問題点に対して、「ロジックツリー手法」(課題解決のための原因究明の分析法)を用いて職員全員で原因や解決法を探る取り組みを実践している。顕在化した課題に対し、非常勤職員も含め職員全員が積極的に思いや考えを表明でき、それぞれの解決案が提案できるように工夫している。現在は、現状把握から改善案の提案の状況であるが、多くの視点から分析し解決策が導きだされることが期待できる。

◆地域との交流

“地域が子どもを育てる”環境にあり、園と地域との交流は積極的に行われている。地域の盆踊りに参加したり、地域サロンや高齢福祉施設の長寿を祝う会など、慰問やお招き会など地域との交流を深める中、地域からも熱心な誘いがある。小学校との交流や中学生の職場体験学習の受け入れ、園イベントのボランティア受け入れなど、年齢層を問わず子どもが地域住民と交流している。またリーフレットには、地域との繋がりが分かる写真を掲載している。

◆長時間保育の指導計画の作成

長時間保育に関して、1日の保育の連続性での指導計画が4期で作成され、実践されている。日々の保育記録も毎日記録されている。指導計画は3歳未満児・幼児と発達に合った養護と教育のねらい、情緒や健康面への配慮、避難訓練の年間計画までおさえられている。保護者との連携、職員の引き継ぎもノートを活用して漏れの無いように配慮している。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

人材育成・地域交流・子育て支援など、各カテゴリーに分けて向こう3年間の中・長期計画が毎年作成され、実行されている。中・長期計画は、3年後・5年後の「園のあるべき姿」を想定し、その姿に近づけるための各年度ごとの実行計画と位置付けられる。現在の経営課題を各カテゴリーに区分し、「課題管理表」を活用して中・長期計画を策定することが望まれる。また、単年度の事業計画は、到達点(数値目標)を設定し進捗確認もしながら年度末に活動を評価し、改善点があれば次年度の計画に繋げていくことが望まれる。

◆災害対策

「避難訓練計画」は地震・火災等を想定し、3歳未満児・幼児、長時間保育の指導計画も作成されている。月1回避難訓練を行い、加えて引き渡し訓練も行われており、記録も残されている。備蓄リストが作成され、食料品は随時入れ替えている。子ども・保護者・職員の安否確認方法や、災害発生時に保育を継続する為の職員の出退勤基準等の対策は一部未整備であるため、BCP(事業継続計画)の作成を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

一つひとつの評価項目について考え、振り返ってみることで、園運営や保育実践の現状を把握することができました。そして、みつかった疑問点、課題について皆で話し合ったり、よりよい方法を探り実践したりすることが、自分達の大きな学びともなりました。

受審を通し、私達は大切な子ども達のための大きな責任ある職務にあたっているということを、再認識しました。

今回の評価の内容から、今後のよりよい保育に向けて不備や改善すべき点の検討をし、これからも園の特色を活かしながら協力し合い取り組んでいきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
西尾市の保育方針に沿った園独自の保育方針・目標を職員とともに毎年見直し、作成している。保育方針・目標は、職員室のほか各クラスにも掲示し、職員が常に認識できるようにしている。保護者に対しては、入園説明会・入園式、進級式のほか保護者参加の園内イベントの際に開催イベントに合わせた内容で説明している。保護者アンケートでも、園の周知の取り組みに対して、肯定的な高い指数が示された。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
定期的開催される市の園長会に、市の担当者も出席して、社会福祉計画の策定動向や進捗状況に関する情報交換なども行われている。市の社会福祉計画に寄与するためにも園独自に地域環境や保護者の動向、子どもの人口推移などを情報収集して分析するとともに、市に提案していくなど、園長会を介して市と連携していくことが望まれる。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
職員の人材確保・育成、近隣他園との共同保育の実施方法、施設・設備整備など、園運営に関する課題は認識され、必要に応じて職員とも話し合いをしながら解決・改善に努めている。各課題は園長の頭の中にあり文書化されていないため、課題の管理や解決・改善の進捗状況を確認するためにも、「課題管理表」等により一覧表化し、具体的な取り組みができるような仕組みを作ることが望まれる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
人材育成・地域交流・子育て支援など、各カテゴリーに分けて向こう3年間の中・長期計画が毎年作成され、実行されている。中・長期計画は、3年後・5年後の「園のあるべき姿」を想定し、その姿に近づけるための各年度ごとの実行計画と位置付けられる。現在の経営課題を各カテゴリーに区分し、「課題管理表」を活用して中・長期計画を策定することが望まれる。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
中・長期計画の初年度計画から単年度の事業計画が策定されて実行されているが、到達点(数値目標)が設定されていないため、達成の評価をすることができていない。単年度の事業計画は、到達点(数値目標)を設定し進捗確認しながら年度末に活動を評価し、改善点があれば次年度の計画に繋げていくことが望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
事業計画に基づく活動計画は毎月の職員会議等を利用して実施状況や評価・改善見直しが行われ、次回の活動に活かされている。各活動計画は、職員が中心となって前年度の計画から改善点を加えて策定されている。計画進行中での見直しや、実施後の評価・振り返りについて、臨時職員も含め一人でも多くの職員が参加し、意見集約できるような仕組みを作っていくことが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉒ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は、行事計画を中心に入園式や進級式、年1回開催する「父母の会」の総会などで保護者に伝えているほか、リーフレットや回覧板を利用して保護者や地域住民への周知・理解を促している。外国籍で日本語での情報交換が難しい保護者に対しては、通訳を要請するなど個別に対応している。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
園長は、保育の質には「子どもにとって何をすべきかを理解している」こと、「子どものことをよく見て確認すること」が大切と認識して、研修やOJTを活用して職員の保育の質の向上に取り組んでいる。保育内容については、月案・週案などの計画作成から、実践、評価・見直しをしている。保育技術に留まらず、保育の質に関与するヒューマンスキルの向上など、様々な観点からの取り組みが望まれる。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
今回の第三者評価における自己評価により、園として取り組むべき課題が明確となるとともに、職員間の共通認識となっている。自己評価で明確となった課題・改善点に優先順位をつけて対応するためにも、単年度の事業計画にも反映させ、計画的に活動し進捗管理を確実に実施されたい。さらに、活動への評価を加え、継続的な改善活動に繋げていくことが望まれる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園長の役割と責任は「保育所職員のあり方」、「行動マニュアル」等、市の統一文書に明記され、採用時の初任者研修で周知されている。園内でも年度初めの職員会議で確認して周知を図っている。有事や園長・主任不在時の権限委任は、職位順位に従って慣習的に決められ職員にも認識されている。慣習的な暗黙の了解だけではなく、有事や園長・主任不在時の権限委任についても明文化しておくことが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園運営に関する遵守すべき法令・ガイドラインは「関連法令リスト」に一覧表化されている。市からの指導・指示により、必要に応じて職員にも情報展開している。法令等は、遵守するだけでなく改訂事項については必要に応じて各マニュアル・手順書に反映することも必要となる。遵守チェックやマニュアル・手順書等の改訂要否も含め、対応を検討しておくことが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
月案・週案、個別指導計画等は定期的に評価・分析し、園長が担当保育士に合わせたアドバイスや相談を行い、保育の質の向上に取り組んでいる。また、必要と思われる教育・研修への参加機会を確保し、職員が有している知識や技術向上に努めている。研修に参加しやすい職場環境の整備や有効な園内研修の実施等を念頭に置いて指導している。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
問題点に対して、「ロジックツリー手法」(課題解決のための原因究明の分析法)を用いて職員全員で原因や解決法を探る取り組みを実践している。顕在化した課題に対し、非常勤職員も含め職員全員が積極的に思いや考えを表明でき、それぞれの解決案が提案できるように工夫している。現在は、現状把握から改善案の提案の状況であるが、多くの視点から分析し解決策が導きだされることが期待できる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
正規職員の定期採用では、園の要望を踏まえて市が人員の募集・確保をしている。非常勤職員の場合は、園主導で、職員の協力も得て、縁故を辿り人員確保に努めている。園内にも求人・募集のポスターを掲示し、潜在保育士や保育補助などの無資格者の人員確保にも取り組んでいる。定期・不定期にかかわらず、園の事業計画に基づいて子ども課へ要請するなど、有資格者の育成を含め必要な福祉人材の確保に努めることが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
望ましい保育園職員像を明確にし、「成果評価シート」により年間目標を設定し、その目標を評価する仕組みで人事管理が行われている。「成果評価シート」を用いた目標設定は臨時職員も対象として職員の育成を図っている。自己評価に主任・園長の評価を加え、年3回の個別面談で進捗確認・評価・見直しが実施されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の時間外労働(残業)を含めた就業時間や有給休暇取得状況を把握し、職員による偏りがないように配慮している。現在、「働き方改革」をテーマに、全職員でロジックツリー手法(課題解決のための原因究明の分析法)により問題点から解決・改善策を分析・検討している。職員の定着には“働きやすい職場”環境が必須と認識し、職員全員で働きやすい環境づくりに取り組んでいる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「成果評価シート」により、非常勤職員も含め職員一人ひとりが年間目標を設定し、年3回の個人面談により進捗確認及び活動評価・振り返りを行うことにより職員の育成に取り組んでいる。面談や日常保育の場で気づきを持ってもらえるように指導・アドバイスも行っている。「成果評価シート」の目標設定については、数値目標や到達点を明確にして、評価・振り返りの判断が容易にできるようにし、次年度に繋がるような仕組みとすることが望まれる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
職員一人ひとりの保育技術並びに専門知識の習得・向上に向け、市の研修計画に沿った研修を実施するとともに、園内研修やOJTを活用している。教育・研修受講後は報告書を作成し、職員会議等を利用して情報の横展開もされている。研修報告書に研修内容をどのように保育実践に活かすのかを明記し、その活動により教育・研修の評価(研修の効果測定)をするなどの工夫も望まれる。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の研修のほか、外部からの研修案内を回覧したり、必要に応じて個別に参加を促すなど、職員一人ひとりの技術・知識の向上に取り組んでいる。研修参加については、職員の協力を得て参加しやすいような環境を作っている。研修参加は、自己のみならず「子どもや職員への貢献」と捉え、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「実習生受入マニュアル」に沿って、実習生の受け入れを実施している。また、実習生の指導にあたる職員に対してはマニュアルを基にプログラム等を事前に確認するとともに、実習終了後は振り返りにより評価・反省も行っている。実習生の受け入れは保育人材の育成が主目的であるが、人材確保や指導する職員の育成も目的として上げられたため、マニュアルにその目的を明記しておくことが望まれる。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
リーフレットや学区のコミュニティ推進協議会などを通して保育理念や保育方針を伝えるとともに、市のホームページで事業計画・報告等を公表している。また地域の回覧版や園外掲示板を利用し、子育て支援計画等を広報している。クレーム・苦情はないが、主任が窓口となり園長が問題解決責任者となって対応する体制となっている。クレーム・苦情の対応手順や公開基準・方法なども検討しておくことが望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の「予算執行マニュアル」に従い、適正な会計処理を行っている。毎月の少額備品の購買については、職務分掌に従って主査が要望書を起案し、園長が承認して購入している。施設や設備の保全については、園長が要望書を起案し業者からの見積もりを取得して子ども課に提出し、子ども課が採否を決定している。取引状況・結果の評価も行き、取引継続の可否も判断するなど適正な取引に努めている。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
“地域が子どもを育てる”環境にあり、園と地域との交流は積極的に行われている。地域の盆踊りに参加したり、地域サロンや高齢福祉施設の長寿を祝う会など、慰問やお招き会など地域との交流を深める中、地域からも熱心な誘いがあり、年齢を問わない交流に取り組んでいる。小学校との交流や中学生の職場体験学習の受け入れ、ボランティアの園イベントの手伝い受け入れなど、年齢層を問わず子どもが地域住民と交流している。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
中学生の職場体験学習の受け入れや、長寿会の高齢者による芝刈りや畑の管理、地元の出身の語り手を招いての地域の昔話や民話の読み聞かせなど、保育補助だけではなく施設整備や地域理解など多方面でのボランティアを受け入れている。ボランティア受け入れに際しては、「ボランティア受入マニュアル」に従って事前に注意事項を確認するなど、事故の無いように準備・対応を行っている。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「業務マニュアル」に、行政・関係機関・団体など、園に関連する社会資源の一覧表を組み入れ、必要に応じて連携が取れるような体制としている。配慮の必要な子ども、保護者もおらず、児童相談所等の連携事例はないが、必要に応じて市の子ども課と情報交換等の連携をしている。近隣保育園と、土曜日の共同保育も実施している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
未就園児親子を対象とした「あおむし広場」を月1回開催している。未就園児の保護者が集える場を提供し、参加した保護者から育児相談なども受け付けている。近隣の寺津保育園と土曜日共同保育も実施している。大規模災害時の保育事業の早期復旧による保護者の業務復帰支援などが今後の検討課題となっている。地域貢献の一環として、BCP(事業継続計画)の作成を検討されたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
年2～3回、主任児童委員との話し合いにより園の状況や気になる家庭、子どもに関する地域の情報交換・共有をしている。未就園児親子を対象とした「あおむし広場」参加の保護者や、卒園児の保護者などからも地域の福祉ニーズを聞き取り、収集した情報を分析し、中・長期計画や単年度の事業計画に反映させて活動していくことが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもを尊重する基本姿勢は、リーフレット、「入園案内」等にも記載されている。外国籍の子ども4人の内2人は日本語理解が十分ではなく、保護者アンケートには「言葉が分からない」という記入がされている。文化の違いで宗教上豚肉が食べられない、行事に参加できない子どももいるが、職員と別部屋で過ごす等の配慮がある。子どもたちは、西尾人権擁護委員協議会の人権擁護委員(名古屋法務局西尾支局)から「チクチク言葉とふわふわ言葉」という子ども向きのお話を聞く機会がある。</p>			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
<p>「プライバシー保護規程」やマニュアル、「虐待防止マニュアル」は整備されている。マニュアルの周知は、職員会議で話されているが十分とは言えない。プライバシーを守るためにプール遊び・身体測定等ではカーテンや寒冷紗ネットで覆い、身体が見えない工夫をしている。不適切な事案が発生した際の対応方法が明示されていない。その時の対応・方法を明確にし、文書化して職員間で周知することを望みたい。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育所選択に必要な情報提供としては、ホームページやリーフレットがある。リーフレットの設置は市役所のみであるが、入園前の親子や「あおむし広場」の利用者に配布している。見学者にも同じ資料を使って主に園長が対応し説明している。リーフレットの写真の入れ替えをする際、見直しの時期を3月として新しい情報を掲載する努力をしている。資料の工夫として、地域とのつながりが分かる写真を載せることに配慮している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
<p>入園式で「重要事項説明書」にて保育の開始・変更等の説明をし、同意書を得ている。欠席者、途中入所者は個別で説明し、同意を得ている。今回の保護者アンケートでは「分からない、友だちに聞いて書いた」という意見もある。「入園案内」や重要事項説明には通訳を招いて対応しているが、それだけでは十分ではないと認識している。配慮の必要な保護者には、担任から主査・園長が対応しているが、その手順の文書化が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育の継続性に配慮した手順書や引き継ぎ文書はないが、市内の転園は共通の資料を使用しているため、書類を一式渡すことで保育の継続性として引き継いでいる。市外転園の場合は、問い合わせがあれば口頭で答えるに留まっている。子どもが次の環境にスムーズに移行できるためにも引き継ぎ文書の作成が望まれる。退園後の相談方法や相談窓口の設置等の案内文書はなく、口頭での説明に留まっている。説明文書の作成、手交が望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
<p>運動会、発表会等の行事後アンケートを実施し、結果を便りで報告している。出された意見の検討・分析の組織的な検討会議は設置されていない。意見が取り上げられても、実際に変更されるのは1年後であることが多く、保育の質の向上に結び付ける為にも、早期に対応できる仕組みを整備されたい。個別懇談会は事前に保護者から話し合う内容を聞き取って対応しているが、懇談記録が担任で終わっているので記録に残して共有されたい。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決体制は構築されている。保護者には入園式に「重要事項説明資料」で説明し、掲示もしている。解決者が園長、受付窓口が主査であり、表記は役職名である。第三者委員は市の保育園を統括する「子ども課」である。苦情は1件もなく、第三者委員まで届くこともないが、今後を想定され早急に様子を定めて適切な記録を残されることを望む。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
保護者が相談や意見を述べる機会はアンケートや懇談会、意見箱等と色々ある。日々のコミュニケーションによる声掛けにより、話しやすい雰囲気作り心掛けている。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」に記載された資料で説明している。相談スペースは他の保護者の出入りが少ない保育室や遊戯室など、場の配慮をしている。相談相手を自由に選べる説明文書を作成し、今後もコミュニケーションを大事に相談しやすい関係を継続されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
意見箱の設置はされているが、意見は入らない。一方、懇談会や日々のコミュニケーション等、口頭で直接意見が届くことが多い。保護者からの意見や要望を受けた際の記録の方法・対応策のマニュアルがあり、「育児相談月報」に記載される。意見に対し職員は会議で共有し、周知が図られている。対応のマニュアル等の定期的な見直しが行われておらず、見直しを実施し、またその際の記録を残されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
リスクマネジメント委員会は設置されていないが、責任者は園長である。事故発生に対応するマニュアルは整備されており、ヒヤリハット・事故報告の記録は残っている。ヒヤリハット事例を活用して、未然防止や再発防止を検討し、記録に残すことで経験の浅い職員への「危険への気づき」に役に立つ。職員による遊具点検は毎日、業者点検年2回行われている。職員の安全確保・事故防止に関する研修がされていないので、適切な研修を実施されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「感染症予防・発生時の対応」のマニュアルは整備され、見直しは市を中心として行っている。職員周知は会議を通して行い、嘔吐物の処理用に処理袋が各部屋に準備されている。しかし、経験の浅い職員は嘔吐物の処理の模擬訓練を行っていないため、実際に活用できるか懸念される。保護者への感染症発生等の情報提供は、玄関のボード・掲示板等で対応している。また、毎月市から発行される「保健安全だより」を有効に活用している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「避難訓練計画」は地震・火災等を想定し、3歳未満児・幼児、長時間保育の指導計画も作成されている。月1回避難訓練を行い、加えて引き渡し訓練も行われており、記録も残されている。備蓄リストが作成され、食料品は随時入れ替えている。子ども・保護者・職員の安否確認方法や、災害発生時に保育を継続する為の職員の出退勤基準等の対策は一部未整備であるため、BCP(事業継続計画)の作成を検討されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法は全て文書化され、事務室に置かれている。特に保育実践に必要な部分は、1冊ずつマニュアルとして職員が各自持っている。保育指導計画に関する資料は市から発信され、全て記入例が付されている。職員から提出される資料が、適切に記載されていることで、職員周知の確認としている。「必要なものは今後も追加していく」と、標準的な実施方法の文書化に関する意識は高い。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
マニュアルの見直しは、年度末に各園の担当者が集まり会議を重ねてより良い資料を作成している。しかし、園には検討を行うため検討会議の記録や改訂記録は残されていない。指導計画は、随時保育内容の見直しや改善をして、保育に反映させているが記録は残されていない。保護者アンケート等での意見を取り入れて保育を行っているが、マニュアル等の見直しに関しては保護者の意見や提案が反映できる仕組みにまでは至っていない。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
入園前に市統一のアセスメント用紙が配布され、面接時に園長・主査が“漏れ”をチェックしている。「全体的な計画」に基づく個別の指導計画は障害のある子どもと3歳未満児は作成されている。支援困難な子どもは、「クラス指導計画」の裏面を利用して記録されている。アセスメントと個別指導計画が別々にファイリングされているが、可能であれば子どもの成長が1冊で確認できる方法を検討されたい。また、3歳以上児も個別指導計画の作成を望みたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
保育の「全体的な計画」や「年計画」等は年度末に見直され、「月指導計画」は毎月反省して翌月の指導計画に反映させている。変更した指導計画を関係職員に周知する方法は、園長・主査が口頭で説明するが、担任の判断で変更も可能である。計画の変更内容が記録に残されることと、変更手順を定め周知方法を明文化することを望みたい。保護者からの要望に関しても、必要なものは標準的な実施方法に反映させることを望みたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
各々の職員の記録不足や、内容や書き方に差異が生じている部分については、付箋にコメントを書き指導している。また、職員には適切な説明をすることで内容の理解が得られる。経験年数が5年未満の職員構成であるため、時間は掛かるが丁寧に指導している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「個人情報保護規程」があり、市の規定に準じて記録の保管・保存・廃棄等が適正に管理され、「情報開示規程」も整備されている。保護者には「重要事項説明書」で説明しているが、保育の記録や保育要録等に関し、まだ開示請求の希望者はいない。園が管理する個人情報の漏洩に関する対策と対応方法の規定が明確ではないが、カメラやUSBメモリー等の管理はされており、職員周知のための研修も実施されている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>「全体的な計画」は、主に当該園の園長・主査がサービス内容・地域の実態に合わせて編成し、市の決裁を受けて園の「全体的な計画」が完成する。計画の見直しは年度末に各年齢の担当者が参画して行うが、今後見直しの際は広く職員の意見を吸い上げ、より保育園の実態に合った次の編成に活かして頂きたい。見直しされたことや改善されたことは記録に残されたい。</p>			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>夏の暑さ対策として、「食育」と関連してゴーヤカーテン、寒冷紗、エアコンと、快適に過ごす配慮をしている。また、室温・湿度・換気などにも心掛け、子どもが健康に過ごす配慮をしている。くつろいだり、落ち着ける場所として、シートを敷いて好きな場所を確保したり、子どもの姿に合わせた保育環境にも努力をしている。トイレや手洗い場の老朽化はあるが、清掃も行き届いており、段差や滑り等の配慮もされ、安心・安全な環境が整っている。</p>			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育理念を、「子どもの最善の利益を基に考え心身ともにたくましく健やかに育つことを願う」と掲げており、一人ひとりの子どもの気持ちを考え、寄り添う保育に心掛けている。時間の無い時、職員にゆとりがない時には子どもを急かす言葉、制止する言葉が出ることもある。許容される範囲ではある。「家庭環境や一人ひとりの発達をおさえ、ゆとりのある指導計画を作成することにも心掛けたい」と、次の目標を見据えている。</p>			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>年齢に合わせてロッカーの整理、衣服の着脱、箸の持ち方、手洗い等を、分かりやすい方法を、絵カードや図式で示している。自分で出来た達成感が味わえるように、さりげなく援助し誉めてやる気にしている。しかし、職員にゆとりがない時はつい急がせたり職員が行ってしまうこともあると反省の弁もある。生活習慣を身に付けるためには、家庭の協力が必要なため、保護者と情報交換を行って援助の確認をし、子どもが迷わないように配慮している。</p>			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>園として特に力を入れていることに、異年齢児の交流、地域との繋がり等を挙げている。なす等野菜の収穫体験をさせてもらう等、地域の人達に大切にされていることが伺える。社会体験としては、地域にある時計屋さんに出向き、時計の仕組みを知る機会がある。常時、発達に合った自由に遊べる表現活動が出来る環境整備が、今後の課題であろう。</p>			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>0・1歳児は混合保育をしており、個別の指導計画と年齢の指導計画を作成し、担当職員は午睡時を利用して話し合いをし、日々の保育に反映させている。遊びが十分出来るように場所の確保をし、時には年齢別で、時には合同でと、発達に合った保育の展開をしている。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防の「午睡チェック表」も記入されている。連絡帳を使って育児相談があり、重大な相談内容があった時のみ「相談月報」に記載して市に報告している。</p>			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>自我が芽生える時期だが、噛みつきなどはない。探索活動などの自発的に行動しようとする気持ちを大切にしながら見守り、必要に応じた援助をしている。人的・物的共に満たされている環境である。口唇時期であり、玩具の消毒は養護の担当職員が週1回行っている。また、複数担任をうまく活用し、話し合うことで確認したり情報提供したりして保育を充実させている。</p>			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園舎は老朽化しているが、園庭は広いので四季の変化を樹々からも感じ取ることが出来る。運動会や発表会等の、子どもたちが取り組んで来た共同的な活動を、保護者だけでなく、就学先の小学校へも案内文と共に届ける工夫を期待したい。地域には、日頃からお世話になっている方を「感謝の会」に招き、感謝の意を伝える会がある。「保育所保育指針」の一部改定で盛り込まれた「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」とリンクして取り組まれない。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
支援を必要とする子は、個別指導計画を作成し子どもが安心して生活出来る環境を整備し、保育の内容や方法にも配慮して保育を行っている。しかし、支援を必要としない子どもの保護者には、支援を必要とする子どもに対する園の考え方や活動等の情報を伝える取組みには欠けている。今後の対応に期待したい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1日の保育の連続性での指導計画が4期で作成され、実践されている。日々の保育記録も毎日記録されている。指導計画は3歳未満児・幼児と発達に合った養護と教育のねらい、情緒や健康面への配慮、避難訓練の年間計画までおさえられている。保護者との連携、職員の引き継ぎもノートを活用して漏れの無いように配慮している。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
小学生と交流する機会としては、「縁日ごっこ」で5年生と一緒に楽しむ機会がある。また、小学校の教員が保育体験で子どもたちと過ごす機会や連絡会はあるが、園の職員との合同研修は行われていない。「保育所保育要録」を小学校に届けているが、「保育所保育指針」改定に伴う「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の取り組みはまだ共有されていない。子どもが小学校に見通しが持てる就学時健康診断や一日体験入学などが計画されている。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「健康管理マニュアル」があり、指導計画として「保健衛生年間計画」も立案されている。毎月、市から「保健安全だより」が保護者に発信され、2月の内容は「低温やけど」をテーマにしている。SIDS(乳幼児突然死症候群)対策として3歳未満児はチェック表を記入している。職員は認識しているが、保護者には必要な情報が提供されていない。予防接種の状況については、記入済み用紙を次年度クラスで保護者に一旦返し、記入後再提出してもらって把握している。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健康診断の記録は、内科・歯科・視力共に適切に記録されている。保護者には健診結果を連絡帳と口頭で知らせている。歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物洗口で虫歯の予防を図っている。毎月発信される「保健だより」では、内容に目・耳などをテーマに取り上げたり、子どもの肥満防止、早寝早起き朝ご飯の大切さ等も年間計画を立て、家庭と共に子どもの健康管理に取り組んでいる。季節に応じて空気洗浄機の設置もされている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児の対応は、アセスメントを基に医師の指示の下、子どもの状況把握をして保護者との連携を密にして適切に行われている。「緊急対応マニュアル」は整備されている。食事提供では、他の子どもと食器やトレーの色を替えたり、また、アレルギーチェックを調理員・園長・担任が3重に行い、間違いを防いでいる。職員は研修を受け、知識・情報・技術を習得している。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
食育の計画は3歳未満児と幼児を対象に、4期に分けて指導計画が立てられている。苗植えや種まきは10種類以上で、野菜作りの種類は多い。地域のボランティアによる野菜作りのアドバイスや手伝いがある。子どもは、自分たちで大切に育てた野菜を収穫して食べることに関心を高めている。更に、試食会が行われ、年長児には親子栄養教室もあり、家庭と連携して食育に取り組んでいる。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
献立は市の栄養士が作成し、自園で調理し提供している。検食は園長が行い、嗜好調査の結果を給食会議で検討し、献立や調理の参考にしている。地域の食文化に関する取り組みとして、抹茶を取り入れたお茶会を行っている。衛生管理や食中毒発生時の対応マニュアルは整備されている。子どもが調理の場面を見る機会や、調理員が子どもの食事の様子を見る機会はあるが、一緒に食べることはない。体調不良の子どもに対しての調理の配慮を検討されたい。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
家庭との情報交換は連絡帳、送迎時のコミュニケーションで良好な関係が図られている。保護者が子どもの成長を感じられるように、保育参観・保育参加・個別懇談会を行っている。保護者アンケートでは、保育参加を体験することで「他の子どもたちも可愛く思えてきた」と感想を述べており、保護者が保育の意図や目的を理解したうえで言葉である。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ④ ・ c
評価機関のコメント			
日々のコミュニケーションや連絡帳等で、保護者からの子育ての相談には丁寧に対応している。相談内容は園での保育や家庭生活に活かされており、職員会議で共通理解している。相談内容は箇条書きで担当が把握し、記録は統計を取るために毎月件数を項目別に集計して市に報告している。記録が箇条書きであるが、後日追跡を可能にする為にも、具体的に助言した内容を記載することを望みたい。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ⑤ ・ c
評価機関のコメント			
「虐待対応マニュアル」は整備されているが、現時点では虐待等権利侵害の恐れのある事例はない。職員に対し、マニュアルに基づく研修が実施されていないので、早急に実施し、早期発見・早期対応の虐待予防の意識の涵養に努められたい。尚、虐待予防として毎朝のコミュニケーションで子どもの心身の状況を観察したり、着替え等からも把握して早期発見に心掛けている。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育実践の振り返りは毎月、毎週に行い、全体の保育実践の指導計画は年1回、年度末に行って次の保育実践に活かしている。振り返りをするための自己評価は、職員個々に「自己評価チェック表」を使って行っているが、評価は個々で留まっている。個々の課題から全体の課題を導き出し、共通する内容は園全体の保育実践につなげ、また園内研修等に反映させて保育の改善や学び合いの意識、専門性の向上に役立てられたい。			